

内閣総理大臣

野田 佳彦 様

要 望 書

福島県いわき市長

渡辺 敬夫

<要望項目>

1 原子力災害対応について

- (1) 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の確実な安全対策について……………P1
- (2) 除染対策について……………P1
- (3) 福島第一原子力発電所災害に関する適正な賠償の実施について…P2

2 小名浜港周辺地区等の復興に向けて

- (1) 産業復興を支える国際バルク戦略港湾・小名浜港の整備促進について……………P3
- (2) 小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備について……………P3
- (3) 洋上風力発電の促進について……………P4
- (4) 漁業再開に向けた支援等について……………P4

3 地域医療等の充実について……………P5

4 長期避難者の受入れに向けた制度設計の早期構築について……………P6

1 原子力災害対応について

(1) 東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所の確実な安全対策について

東京電力(株)福島第一原子力発電所災害について、国及び東京電力(株)の責任において一刻も早い収束を、引き続き、強く要望します。

一方、本市に隣接して立地する福島第二原子力発電所は、福島第一原子力発電所災害の収束が不透明な中、その再開については、当然、ありえないものと考えておりますが、多くの市民が不安の中での生活を余儀なくされており、例えば、原子炉格納容器から燃料棒を取り出し、別の場所に保管するなど、国及び東京電力(株)の責任において、確実な安全対策を講じられるよう、次の項目について、強く要望します。

- ① 「中長期ロードマップ」の前倒し及び万全な体制での取り組み
- ② 福島第一原子力発電所5・6号機の廃炉に向けた取り組みの推進
- ③ 福島第二原子力発電所の当面の確実な安全対策

(2) 除染対策について

放射性物質汚染対処特別措置法(以下「特措法」)では、国は、これまで原子力政策を推進してきた社会的責任に鑑み、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に関し、必要な措置を講ずるとしております。

しかしながら、本市のように国直轄ではなく、市域全体が除染対象区域とならない「汚染状況重点調査地域」においては、実施主体が市町村とされているばかりか、特措法施行前は認めるとしていたホットスポットに係る財政措置をはじめ、農地や山林を含め地域の実情に即した除染方法の確立や仮置場設置も含めて、責任主体である国の関わり、連携も不十分であり、人的支援もなく、いわば市町村任せの状況となっております。

市町村においては相当な業務負担となっていることも踏まえ、次の項目について強く要望します。

- ① 市町村が必要と認めるホットスポット（低線量の地域の中で局所的に線量が高い箇所等）に係る財政措置
- ② 仮置場設置に係る国の積極的な対応（国の責任による住民理解の推進）及び中間貯蔵施設の早期建設
- ③ 市町村業務負担の軽減（除染技術の提供、職員派遣はもとより、国の直轄による事業実施）

(3) 福島第一原子力発電所災害に関する適正な賠償の実施について

本市の市民や事業者は、事故が収束しない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や風評被害・間接被害等に伴う営業損害などは計り知れないものがあります。

一方で、放射線への不安などから、自主的に市外に避難し、心ならずも家族が離れ離れに生活せざるを得ない家庭が少なくありません。

このような被害者である全ての市民や事業所を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、本市にとって切実な課題である次の項目と併せて、国においても責任をもって対応されますよう強く要望します。

- ① 自主避難賠償（妊婦と18歳以下の子どもに係る本年1月以降の損害賠償）の早期決定
- ② 本市30km圏内と「旧緊急時避難準備区域」における賠償の公平性（「旧緊急時避難準備区域」に適用した早期の自宅帰還者と避難者に対する一律賠償を、本市30km圏内にも平成23年9月までの間について準用すること、財物賠償を早期決定すること）
- ③ 地方公共団体に対する迅速かつ適正な賠償

2 小名浜港周辺地区等の復興に向けて

(1) 産業復興を支える国際バルク戦略港湾・小名浜港の整備促進について

小名浜港は、いわき市はもとより南東北の産業経済を支える国際物流拠点として、更には電力を供給する石炭の集積を行う国際バルク戦略港湾として、今までにもまして重要な役割を求められているところであります。

本市において、震災からの早期復興を図るためには、小名浜港を活用した産業の集積とあわせて港湾機能の強化が喫緊の課題となっております。

つきましては、現在整備が進められている東港地区の岸壁の大水深化や岸壁と荷役機械等の一体的な耐震強化の早期実現等、東港の機能拡大を含めた整備促進につきまして、積極的に取り組まれるとともに、地域産業の拡大を図るための積極的な施策展開を要望します。

(2) 小名浜港周辺地区の一体的な再生・整備について

重要港湾小名浜港周辺地区は、東日本大震災により被害を受けましたが、小名浜港アクアマリンパークや小名浜港背後地等を含む周辺地区の一体的な再生・整備は、いわき市において復興のシンボルとして位置づけ、物流の拠点として港の再生はもとより産業・観光振興の拠点として、早期完成を目指しているところであり、いわき市のみならず、福島県、ひいては日本全体の震災復興のシンボルとなるものと期待しております。

本市においては、この再生・整備に向けて、去る4月に小名浜港背後地における土地区画整理事業の事業認可を受けるとともに、国からの関連事業に係る復興交付金の採択をいただき、防災機能を有する都市拠点の整備に着手したところであります。

また、本市最大の水揚量を誇っていた小名浜魚市場等は被災を受けましたが、その機能の集約及び衛生管理の強化などを視野に入れた魚市場等の再生に向けては、復興交付金の採択をいただき、日本全体の水産業の復興に弾みがつくものと受け止めております。

今後とも、当該地区における多様な動向を踏まえまして、国においても、国等の庁舎の集約化をはじめ、積極的な施策展開を図られるよう要望します。

(3) 洋上風力発電の促進について

本市といたしましては、市復興ビジョンに「原子力災害を克服するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す」ことを掲げ、この実現に挑戦しております。

また、東日本大震災に加え、福島第一原子力発電所の事故やそれに伴う風評被害により、地域経済が大きな被害を受けており、その再生と復興が急務となっております。

さらに、同事故に伴い設定されている警戒区域等から多くの避難者を受け入れており、新たな雇用の創出も喫緊の課題となっております。

こうした中、国において、本県沖では、浮体式洋上風力発電の実証実験が計画されておりますことから、この実証実験を契機として、特に小名浜港周辺地区を基軸としながら、地域経済の再生と復興、更には新たな雇用の創出が図られるよう、次の項目について要望します。

- ① 浮体式洋上風力発電実証実験の着実な実施
- ② 風力発電関連産業の集積に向けた企業誘致に対する支援
- ③ 風力発電認証機関、研究施設の誘致
- ④ 風力発電関連産業の集積・活動拠点としての小名浜港の機能強化
- ⑤ 漁業者との共存に向けた取り組み支援

(4) 漁業再開に向けた支援等について

小名浜港周辺地区においては、魚市場整備など本市水産業の拠点整備を図りますが、漁業再開に向け、次の項目について要望します。

- ① 福島第一原子力発電所から発生する汚染水について、東京電力㈱に対し抜本的な対策を求めるとともに、安易な海洋放出は容認しないこと
- ② 本市の漁業関係者は操業再開の見通しが立っていないなど、他の被災地域とは異なる実情を勘案し、今後とも本市の水産業の復旧・復興に向けた継続的な支援措置を講じること
- ③ モニタリング等により得られた知見などを積極的に開示し、操業再開への全面的な助言・指導を実施するほか、根拠のない風評が本市の水産業の復興を阻むことのないよう万全を期すこと

3 地域医療等の充実について

いわき医療圏においては、東日本大震災以前から慢性的な医師不足の状況にあり、これに加え、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の影響により、本市から医師や医療従事者が流出するとともに、新たな医師の招へいや医療従事者の確保が困難となり、本市における医師をはじめとする医療従事者の不足は深刻な状況となっております。

更に、双葉郡から2万人を超える方が本市に避難しており、仮設住宅周辺の医療機関においては、双葉郡の外来患者数の増加により待ち時間が長くなるなどの影響が出てきており、市民への影響や医師の負担が過重になっていることが懸念されるなど医療提供体制の再構築が急務となっております。また、放射線による健康被害も懸念されるところであります。

このような状況の中、今後のいわき医療圏の地域医療の充実・強化に向け、次の項目について、要望します。

- ① 特に浜通り地方における拠点病院となる本市新病院の整備等に向けて、地域医療再生基金の積み増しなど特段の御支援
- ② 早期に効果的な医師招へい・医療従事者確保の対策の実施
- ③ 放射線医学に関する調査研究・最先端医療の関係機関等の本市への誘致

4 長期避難者の受入れに向けた制度設計の早期構築について

本市は、被災地でありながら双葉郡から2万人を超える避難者を受け入れており、特段のご配慮を国に要望していましたが、「福島復興再生基本方針(案)」の中に、避難者の受入れ自治体に対する支援等が記載されました。

先般、福島県では、原子力災害に伴う避難者を対象とした災害公営住宅を県が整備する方向性を打ち出しましたが、この整備箇所や規模はもとより、いわゆる「町外コミュニティ」に関しては未だ不明瞭であり、さらに、長期化する避難者への対応の見通しもない状況にあります。

この避難者の受入れについては、本市の将来の都市計画をはじめ、財政、地域コミュニティ、医療・福祉、市民感情などにも多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした中、大震災から1年4ヶ月が経過し、市民の皆様の中に複雑な感情が芽生え、様々な課題が生じている一方で、本市への住民票の異動や、戸建住宅の建築確認申請、中古住宅の購入のほか、企業や、医療機関、飲食店等の移転など、避難者の方々が本市内へ生活基盤を事実上「移す」ような事例が生じており、時間の経過とともに、本市の担う役割も変化しつつあります。

このようなことを踏まえまして、次の項目について、要望します。

- ① 「福島復興再生基本方針」の早期策定
- ② 国主導による早急な「町外コミュニティ」の制度設計及び本市のような受入れ自治体への具体的な支援策等の構築